

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

-----

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

-----

■ 「継続組織の前提」に関する FAQ の追加について

昨年の公益法人の会計に関する研究会報告（※1）とそれに伴う公益法人会計基準一部改正により「継続組織の前提」が新たに規定されました。「継続組織の前提」について、実務の参考となるよう FAQ を追加しましたのでお知らせします。

※1 以下、公益法人 information の「内閣府からのお知らせ」令和 2 年 5 月 20 日参照  
<https://www.koeki-info.go.jp/>

新しく追加した問は、以下のとおりです。（※2）

○問Ⅵ-4-⑧

公益法人会計基準第 1 総則 2 に新たに規定された「継続組織の前提」について、規定の趣旨説明に加えて、「継続組織の前提」が成り立たない場合やその場合の財務諸表の作成についての考え方について説明しています。

○問Ⅵ-4-⑨

特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人の場合の「継続組織の前提」の考え方などについて説明しています。

※2 以下、公益法人 Information の「法律・制度関連」にある「よくある質問 (FAQ) 参照

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

【参考】

（公益法人会計基準より抜粋）

第 1 総則

1 （略）

2 継続組織の前提

この会計基準は、公益法人が継続して活動することを前提としている。したがって、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、この会計基準は適用されない。

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。  
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから  
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>  
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>  
=====

COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。